

2026年2月6日

各 位

会 社 名 株式会社ユタカ技研
代 表 者 名 代表取締役社長 青島 隆男
(東証スタンダード市場・コード7229)
問 合 せ 先 事業管理本部長 水野 善広
TEL 053-433-4111

会 社 名 Motherson Global Investments B.V.
代 表 者 名 Director
Laksh Vaaman Sehgal
Director
Andreas Heuser
Director
Jacob Meint Buit
Director
Randolph Marie Thaddeus de Cuba

**マザーサン グローバル インベストメンツ ビーブイ (Motherson Global Investments B.V.) による
株式会社ユタカ技研 (証券コード：7229) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ**

マザーサン グローバル インベストメンツ ビーブイは、本日、別添のプレスリリース「株式会社ユタカ技研株式 (証券コード：7229) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、マザーサン グローバル インベストメンツ ビーブイ (公開買付者) が、株式会社ユタカ技研 (本公開買付けの対象者) に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2026年2月6日付「株式会社ユタカ技研株式 (証券コード：7229) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2026年2月6日

各 位

会社名 Motherson Global Investments B.V.
代表者名 Director
 Laksh Vaaman Sehgal
 Director
 Andreas Heuser
 Director
 Jacob Meint Buit
 Director
 Randolph Marie Thaddeus de Cuba

株式会社ユタカ技研株式（証券コード：7229）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

Motherson Global Investments B.V.（以下、「公開買付者」といい、公開買付者、及び公開買付者の最終親会社である Samvardhana Motherson International Limited（以下「マザーサン」といいます。）が資本関係を有する全ての会社で構成される企業集団を総称して「マザーサン・グループ」といいます。）は、2025年8月29日付「株式会社ユタカ技研株式（証券コード：7229）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」にて公表しておりましたとおり、2025年8月29日開催の取締役会において、株式会社ユタカ技研（証券コード：7229、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。）及び対象者の親会社である本田技研工業株式会社（証券コード：7267、東京証券取引所プライム市場上場、以下「本田技研工業」といいます。）との間で Framework Agreement of Business Reorganization（以下「本基本契約」といいます。）を締結し、当該契約に定める本前提条件が充足（又は公開買付者により放棄）されることを条件に、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を取得することにより、対象者を非公開化の上、連結子会社化することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定しておりました。なお、本日現在、公開買付者を含むマザーサン・グループは、対象者株式を所有しておりません。

公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、対象者の所有する自己株式及び本田技研工業が所有する対象者株式の全て（所有株式数10,322,000株、所有割合（注1）：69.66%、以下「本不応募株式」といいます。）を除きます。）を取得することを目的として本公開買付けを実施いたしますが、対象者株式の全て（ただし、対象者の所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、対象者の株主を公開買付者及び本田技研工業のみとするために行う会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第180条に基づく対象者株式についての株式の併合（以下「本株式併合」といい、本株式併合の詳細につきましては、本公開買付けに関して公開買付者が2026年2月9日に提出する公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）の「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。）の実施を予定しております。また、公開買付者による対象者株式の全て（ただし、対象者の所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）の取得後に、対象者の財務状況を踏まえ必要な場合には、本基本契約に基づき、対象者によって実施される本田技研工業が所有する対象者株式の一部の取得を実行するための資金の確保が必要となる場合には、公開買付者が対象者に対し、本自己株式取得（以下に定義されます。）に係る対価に充てる資金を提供すること（対象者に対する貸付けによることを予定しています。以下「本資金提供」といいます。）、及び対象者において、会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく対象者の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少（以下「本減資等」といいます。）（注2）の完了を条件として、本田技研工業の所有する対象者株式の一部の自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。）を実施することにより、公開買付者の対象者に対する議決権保有割合を81.00%、本田技研工業の対象者に対する議決権保有割合を19.00%とし、対象者を公開買付者の連結子会社化することを予定しております（注3）（注4）。なお、公開買付者、本田技研工業及び対象者との間の合意内容の詳細は、本公開買付届出書の「1. 買付け等の目的等」の「（6）本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

なお、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年8月29日付で、(a) 対象者及び本田技研工業との間で、本不応募株式の全てを本公開買付けに応募しないこと、本田技研工業が所有する対象者株式の一部については、本株式併合の効力発生後に本自己株式取得に応じて対象者に売却することを含めた、本取引に係る諸条件について定める本基本契約を、また、(b) 本田技研工業との間で、本取引後における対象者の運営等について定める Shareholders Agreement (以下「本株主間契約」といいます。) をそれぞれ締結しております(これらの詳細は、本公開買付け届出書の「1. 買付け等の目的等」の「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」の「①本基本契約」及び「②本株主間契約」をご参照ください。)

- (注1) 「所有割合」とは、対象者が本日に提出した2026年3月期第3四半期決算短信〔IFRS〕(連結)(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2025年12月31日現在の発行済株式総数(14,820,000株)から、対象者決算短信に記載された2025年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(1,949株)を控除した数(14,818,051株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。以下同じです。
- (注2) 本減資等を行う場合においては、対象者の資本金、資本準備金及び利益準備金の額を減少し、その他資本剰余金又はその他利益剰余金へ振り替える予定です。
- (注3) 本自己株式取得においては、公開買付者は、本田技研工業において、法人税法(昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。)に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを考慮し、対象者の少数株主の皆様への配分をより多くすることで、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)の最大化と株主間の公平性を両立させることができるとの考えの下、本自己株式取得を実施することといたしました。なお、本公開買付け価格及び本自己株式取得における自己株式の取得の対価(株式併合前1株当たり。以下「本自己株式取得価格」といいます。)の算出においては、(i) 本自己株式取得価格にて本自己株式取得が行われた場合の本田技研工業の税引後手取り額として計算される金額が、(ii) 仮に本田技研工業が本公開買付け価格で本公開買付けに応じた場合に得られる手取り金額を上回らない金額となることを基準としております。そのため、本田技研工業が、対象者の少数株主の皆様以上に利益を得るものではございません。
- (注4) 本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書義務免除承認前に実施する可能性があります。対象者株式の上場廃止後に実施するものであり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け(法第27条の22の2)の対象となる「上場株券等」(法第24条の6第1項、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第4条の3)に該当しないため、本自己株式取得に際し自社株公開買付けは実施しない予定です。

本公開買付けについては、本基本契約に基づき、公開買付者による各国(日本、中国、アメリカ、ブラジル、メキシコ)の競争当局の企業結合に関する届出許可(以下「本競争法許認可等」と総称します。)等、各国の規制当局の届出許可等が得られること等の一定の事項(注5)が充足されることを開始の前提条件(以下「本前提条件」といいます。)としており、本前提条件が充足(又は公開買付者により放棄)された場合に、本公開買付けを速やかに開始することを予定してまいりました。

- (注5) 本基本契約において、公開買付者による本公開買付けの開始は、(a) 対象者の取締役会が、利害関係のない取締役全員の一致をもって、本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議し、当該決議が公開買付けの開始日の前営業日(以下「本決定日」といいます。)までに修正又は撤回されていないこと、(b) 対象者が、本基本契約の締結日及び本決定日において、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものではない旨の、特別委員全員の一致による、本特別委員会(2024年11月13日開催の対象者の取締役会決議により設置された、(i) 本取引の目的が対象者の企業価値向上に資するものとして合理的かつ正当であるか否か、(ii) 本公開買付けにおける公開買付け価格その他の本取引の条件の妥当性、(iii) 本取引に至る交渉過程等の手続の公正性、(iv) (i)乃至(iii)を踏まえ、本取引についての決定が対象者の少数株主にとって不利益でないか否か、並びに(v) (i)乃至(iv)を踏まえた結論として) 本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することが妥当か否かについて検討し、対象者取締役会に意見を述べることを目的として、森田幸光氏(対象者独立社外取締役)、内田優子氏(対象者独立社外取締役)、鈴木祐介氏(対象者独立社外監査役)、仁科秀隆氏(弁護士、中村・角田・松本法律事務所)及び長谷川臣介氏(公認会計士兼税理士、長谷川公認会計士事務所)の5名から構成される特別委員会。以下同じとします。)の意見を入手しており、当該意見に変更はないこと、(c) 本基本契約の締結日及び本決定日において、本田技研工業の表明保証(ただし、本公開買付け届出書の「1. 買付け等の目的等」の「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」の「①本基本契約」の(注3)に記載の本田技研工業による表明保証のうち(a)から(g)に掲げる事項)及び対象者の表明保証(ただし、本公開買付け届出書の「1. 買付け等の目的等」の「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」の「①本基本契約」の(注3)に記載の対象者による表明保証のうち(a)から(j)に掲げる事項)が全ての重要な点において真実かつ正確であること、(d) 本田技研工業及び対象者は、本基本契約に基づき履行又は遵守が必要な全ての義務を、全ての重要な点において、本決定日までに履行又は遵守していること、(e) 各国の規制当局の届出許可等が得られること(注6)、(f) 本取引の実行を制限又は禁止する法令又は関係当局の判断が存在しないこと、(g) 本基本契約の締結日又は本決定日において、対象者グループに係る業務等に関する重要事実(法第166条第2項に定めるものをいいます。)並びに対象者の株券等の公開買付け等の実施に関する事実及び公開買付け等の中止に関する事実(法第167条第2項に定めるものをいいます。)で未公表のもの(以下「インサイダー情報」といいます。)は存在しないこと、(h) 公

開買付者が対象者からインサイダー情報の不存にに関する差入書を受領していること、(i) 本株主間契約が有効に存続していること、並びに、(j) 本基本契約の締結日以降、公開買付者が公開買付けを開始した場合に、法第27条の11第1項但書の定めに従い、本公開買付けの撤回等が認められるべき事情に相当する事象が、対象者又はその子会社において生じていないことの各条件が充足されていること（又は公開買付者により放棄されていること）が前提条件となっております。なお、本基本契約の詳細については、本公開買付届出書の「1. 買付け等の目的等」の「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

(注6) 具体的には、本競争法許認可等です。なお、公開買付者は、本基本契約の締結後に実施した調査も踏まえ、本競争法許認可等の取得以外に、本公開買付けを適法に完了させるために必要な各国の規制当局の届出許可等は存在しないと認識しております。

公開買付者は、本公開買付けの実施に向けて、本競争法許認可等の取得に関する手続及び対応を進めておりましたが、公開買付者が2026年1月30日付で公表した「株式会社ユタカ技研株式（証券コード：7229）に対する公開買付けの実施に向けた進捗状況のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本競争法許認可等の取得に関して必要な手続及び対応のうち、中国における競争法に基づく手続及び対応を2025年12月23日に、ブラジルにおける競争法に基づく手続及び対応を2025年12月31日に、メキシコにおける競争法に基づく手続及び対応を2026年1月9日に、日本における競争法に基づく手続及び対応を2026年1月16日に、アメリカにおける競争法に基づき必要な手続及び対応を2026年1月29日にそれぞれ完了し、本競争法許認可等の取得が全て完了いたしましたので、2026年1月29日付で本公開買付けによる対象者株式の取得を実行することが可能となったことを確認しました。

今般、公開買付者は、2026年2月6日までに以下のとおり本前提条件がいずれも充足されたこと（本基本契約及び本株主間契約が変更されずに存続していることを含め、本公開買付け開始時点で判断される事項については、当該時点で充足される見込みであること）を確認いたしました。

- ①公開買付者は、対象者より、2026年2月6日現在において、対象者の取締役会が、利害関係のない取締役全員の一致をもって、本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議し、これが対象者の2026年2月6日付の「マザーサン グローバル インベストメンツ ビーブイ (Motherson Global Investments B.V.) による当社株式に対する公開買付けの開始に係る賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」（以下「2026年2月6日付対象者プレスリリース」といいます。）によって公表されており、かつ、当該決議が本決定日までに修正又は撤回されていない旨の報告を受けました。また、公開買付者は、対象者より、2026年2月5日現在において、本特別委員会が、対象者の取締役会に対し、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものではない旨の特別委員全員の一致による答申を行い、かつ、当該答申が変更又は撤回されていない旨の報告を受けました。これらをもって、上記の本前提条件 (a) 及び (b) の充足を確認いたしました。
- ②公開買付者は、本田技研工業及び対象者より、2026年2月6日現在において、本基本契約に基づく本田技研工業及び対象者の表明保証が全ての重要な点において真実かつ正確であると認識している旨の報告を受け、また、かかる義務の履行又は遵守を確認し、かかる表明及び保証の違反の存在を認識していないことから、上記の本前提条件 (c) の充足を確認いたしました。
- ③公開買付者は、本田技研工業及び対象者より、2026年2月6日現在において、本基本契約が有効に存続していること及び本基本契約に基づき履行又は遵守が必要な本田技研工業及び対象者の全ての義務が全ての重要な点において、履行又は遵守されている旨の報告を受け、また、かかる本基本契約の終了又は義務の不履行若しくは不遵守を認識していないことから、上記の前提条件 (d) の充足を確認いたしました。
- ④本公開買付届出書の「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、2026年2月6日現在までに、本競争法許認可等の取得が完了し、公開買付者は、上記の本前提条件 (e) の充足を確認いたしました。
- ⑤公開買付者は、対象者より、2026年2月6日現在において、本取引の実行を制限又は禁止する法令又は関係当局の判断がなされておらず、かつ、そのおそれもない旨の報告を受け、また、かかる判断及びそのおそれを認識していないことから、上記の本前提条件 (f) の充足を確認いたしました。
- ⑥公開買付者は、対象者から、2026年2月6日現在において、インサイダー情報が存在しない旨の報告を受け、インサイダー情報の不存にに関する差入書を受領したことから、上記の本前提条件 (g) 及び (h) の充足を確認いたしました。
- ⑦公開買付者は、2026年2月6日現在において、本田技研工業に対して本株主間契約が有効に存続していることを確認し、上記の本前提条件 (i) の充足を確認いたしました。
- ⑧公開買付者は、対象者から、2025年8月29日以降、公開買付者が本公開買付けを開始していたとするならば、法第27条の11第1項但書の定めに従い、本公開買付けの撤回等が認められるべき事象が、対象者又はその子会社において生じていない旨の報告を受け、上記の本前提条件 (j) の充足を確認いたしました。

さらに、公開買付者は、2026年2月5日、対象者から、本取引が対象者の少数株主にとって不利益でない旨の本特別委員会（本特別委員会の詳細は、本公開買付届出書の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③対象者における独立した特別委員会の設置及

び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)の意見に変更はないことを内容とする追加の答申書を2026年2月5日付で本特別委員会より取得したとの連絡を受けました。

以上の経緯を経て、公開買付者は、本取引の一環として、2026年2月6日、本公開買付けを2026年2月9日から開始することを決定いたしました。

なお、2025年8月29日付「株式会社ユタカ技研株式(証券コード:7229)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」においてお知らせいたしました本公開買付けの内容や条件については、変更はありません。

上記のとおり、本公開買付けは、公開買付者が対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。)を取得することにより、対象者を非公開化の上、連結子会社化することを目的としておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の全ての買付け等を行います。また、公開買付者は、本公開買付けにより売却を希望される対象者の株主の皆様には確実な売却機会を提供するため、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を設定しておらず、応募株券等の全ての買付け等を行います。

公開買付者は、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、自己資金により賄うことを予定しております。

本公開買付けの概要は以下のとおりです。

(1) 対象者の名称

株式会社ユタカ技研

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

2026年2月9日(月曜日)から2026年3月10日(火曜日)まで(20営業日)

(4) 買付け等の価格

普通株式1株につき 金3,024円

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	4,496,051(株)	—(株)	—(株)
合計	4,496,051(株)	—(株)	—(株)

(6) 決済の開始日

2026年3月17日(火曜日)

(7) 公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付届出書をご参照ください。本公開買付届出書は、EDINET(<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>)にて縦覧に供されます。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

【将来予測】

公開買付者は「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

公開買付者は、本公開買付けが、適応される米国の法令及び各種規制を遵守するものとして実施できない限り、本公開買付けを、米国において若しくは米国に向けて又はいかなる米国人（米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）レギュレーション S に規定される「米国人」を意味します。以下、本項において同じです。）に対しても行いません。その場合、米国から若しくは米国内における、若しくは米国内に存在若しくは居住する者による、又は米国人の計算において若しくはその利益のために活動するいかなる者による、本公開買付けに対する対象者の株券等の応募は、いかなる用法、方法若しくは手段による又はいかなる施設を通じて行われるものであっても行うことはできません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。